

# 蕨市公共工事等電子入札運用要領

蕨 市

令和 3 年 10 月改正

## 目 次

1. 趣旨 .....	1
2. 電子入札システムの利用.....	1
(1) 発注者の利用者登録.....	1
(2) 共同企業体における I Cカードの取扱い .....	1
3. 設計図書等の作成.....	1
(1) 電子データのファイル形式 .....	1
(2) 設計図書等の閲覧・貸与 .....	1
4. 関係書類の提出 .....	1
(1) 添付機能以外による提出 .....	1
(2) 郵送の方法 .....	2
(3) ウィルス感染ファイルの取扱い.....	2
5. 開札 .....	2
(1) 開札時の立会.....	2
(2) 再入札の設定.....	2
(3) 入札不調時の取扱い.....	2
6. 入札の実施 .....	2
(1) 一般競争入札.....	2
(2) 指名競争入札.....	2
附 則 .....	3
様式 1 号（事前審査型標準例） .....	4
様式 2 号（事前提出事後審査型標準例） .....	8
様式 3 - 1 号 .....	12
様式 3 - 2 号 .....	13
様式 4 号（一般競争入札） .....	15
様式 5 号（指名入札、建設工事の場合） .....	16
様式 6 号（指名入札、建設関連委託等の場合） .....	18

# 蕨市公共工事等電子入札運用要領

## 1. 趣旨

蕨市公共工事等電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）に基づき、電子入札を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。なお、本運用要領に定めのない事項については、従来どおりの規程によるものとする。

## 2. 電子入札システムの利用

### （1）発注者の利用者登録

契約担当官は、地方公共団体組織認証基盤における蕨市認証局の運営等に関する規程（平成 15 年 11 月 26 日規程第 5 号）に基づき IC カードの発行申請を行い、IC カードを入手する。

利用者登録を行うにあたっては、IC カードの使用者の情報を入力するとともに、立会担当以外の全ての操作権限の設定を行う。

### （2）共同企業体における IC カードの取扱い

運用基準 2 - 3 に定める特定建設工事共同企業体の応札に際し、構成会社の代表者から代表会社の代表者に対する入札・見積に関する権限について、入札案件についての委任状の提出を求めるものとする。

なお、市内事業者による経常建設共同企業体による応札に際しては、当該運用基準の規定にかかわらず当分の間紙による入札を認めるものとする。

## 3. 設計図書等の作成

### （1）電子データのファイル形式

電子入札の案件を所管する事業課（以下「事業所管課」という。）において、入札参加者に提示する工事（委託）仕様書、参考数量書等及び特記仕様書並びに設計図面（以下「設計図書等」という。）の作成に使用する電子データのファイル形式は、次を標準とする。

- ・「.docx」形式（Microsoft Word 2007 以降のバージョン）
- ・「.xlsx」形式（Microsoft Excel 2007 以降のバージョン）
- ・「.pdf」形式（Acrobat 11 以下）

### （2）設計図書等の閲覧・貸与

契約担当官が入札参加者に設計図書等を閲覧・貸与するためのファイル形式は原則的に PDF 形式とし、案件によってはその他の方法によることもできることとする。

なお、閲覧・貸与の方法については、入札情報公開システムや URL からのダウンロード、CD-R 等の電子媒体の貸与など案件ごとに定め、公告等で明示するものとする。

## 4. 関係書類の提出

### （1）添付機能以外による提出

関係資料の容量が 3 MB を超える場合には、原則として郵送による提出を求めるものとする。

## (2) 郵送の方法

郵送での提出を求める場合には、埼玉県電子入札共同システム（以下「本システム」という。）での提出と郵送とを分離せず必要書類の一式を郵送とするものとし、郵送する旨の表示、郵送する書類の目録、郵送する書類の頁数、発送年月日を記録した書面を、本システムを利用して予め送信することを求めることとする。

また、郵送の際は、簡易書留等の配達記録が残るものを必ず利用させるものとする。

## (3) ウィルス感染ファイルの取扱い

入札参加者から提出された関係書類等にウィルス感染が判明した場合は、直ちに運用基準 6-3 に基づき対応し、当該関係資料を提出した入札参加者には原則として持参によりあらためて提出するよう指示する。

## 5. 開札

### (1) 開札時の立会

開札は、関係職員 2 人以上立会の上、入札の通知に示した場所及び日時に本システムにより行うものとする。

### (2) 再入札の設定

再入札は、初度入札の実施日に実施するように努めるものとし、再入札書提出締切及び開札時間は、再入札通知書に記載し通知する。

### (3) 入札不調時の取扱い

歳市建設工事等入札及び契約事務取扱要綱（平成 20 年要綱第 48 号）第 3 4 条の規定により不落随契を行う場合は、再入札の結果有効な入札者のうち上位 2 者に対して見積依頼を通知するものとし、再入札通知書にその旨を記載して周知する。

## 6. 入札の実施

### (1) 一般競争入札

- ① 入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、本システムにより参加申請を行うものとする。
- ② 入札参加希望者は、①による申請のほか様式 3-1～2 号の一般競争入札参加資格等確認申請書及び一般競争入札参加資格等確認資料（以下「資格確認申請書」という。）に必要事項を記入のうえ、記載事項を証明するもの（以下「根拠資料」という。）を添えて、資格確認申請書の提出締切日時までに契約担当官に、簡易書留等の配達記録が残るものを必ず利用して郵送するものとする。
- ③ 期限までに根拠資料の提出がない場合、または提出の資料より入札参加資格を確認できなかった場合は、入札参加資格が認められないものとする。
- ④ 契約担当官は、入札参加資格の事前審査方式のときは、参加資格の確認結果を本システムにより通知し、あわせて様式 4 号を通知するものとする。
- ⑤ 入札公告は様式 1 号又は様式 2 号によるものとする。

### (2) 指名競争入札

指名通知は本システムにより行い、あわせて様式 5 号から様式 6 号のいずれかを通知するものとする。

附 則（平成17年9月30日決裁）

この要領は、平成17年10月3日から施行する。

附 則（平成20年1月17日決裁）

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月19日決裁）

この要領は、平成29年9月19日から施行する。

附 則（令和3年9月1日決裁）

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

下記のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき告示する。

蕨市長

## 言 己

### 1 入札対象工事

- (1) 工 事 名
- (2) 工事場所
- (3) 工事期間
- (4) 設計金額 円（消費税及び地方消費税額を含む）
- (5) 工事概要

（建設リサイクル法に該当する工事の場合は、以下の文言を加える。）

- (6) 適 用 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

### 2 入札手続等の方法

- (1) この工事は、入札参加の申し出、参加資格確認通知及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）により行う対象工事である。  
なお、電子入札に係る運用については、この公告に定める以外は蕨市公共工事等電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）及び同運用要領による。
- (2) 当該入札に参加する者で紙入札を希望する者は、運用基準7-1に定める「紙入札方式参加申請書」を提出し、承認を受けなければならない。

### 3 入札に参加できる者の形態

#### 4 入札に参加できる者に必要な資格

年度蕨市指名競争入札参加資格者名簿の 工事業に登録されている者で、次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 年度蕨市指名競争入札参加資格申請時に用いた経営事項審査の 工事に係る総合評定値が 点以上の者。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者については、手続き開始決定の通知後に、経営事項審査を受け、蕨市指名競争入札参加再審査申請の提出を行った者に限るとし、この場合において総合評定値は再審査のものによるものとする。）
- (3) 本告示日現在において、 に本店・営業所等を有し、かつ、営業所等を有する場合は契約締結の権限を委任された代理人の届出をしている者。
- (4) 本告示日から入札日までの期間に、蕨市建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていない者。
- (5) 契約の締結日にかかわらず 年 月 日から本告示日までの間に、国（公

共工事の入札及び適正化の促進に関する法律施行令第1条に定める法人を含む。)又は地方公共団体が発注した、請負契約金額が 円以上の 工事を元請として完成させた実績を有する者。ただし、その施工実績が特定建設工事共同企業体によるものである場合は、代表構成員として請け負ったものに限る。

- (6) 契約の締結日にかかわらず 年 月 日から本告示日までの間に、国(公共工事の入札及び適正化の促進に関する法律施行令第1条に定める法人を含む。)又は地方公共団体が発注した、請負契約金額が 円以上の 工事において、主任技術者又は監理技術者として従事した実績を有する者を、専任の主任技術者又は監理技術者として配置できる者。

## 5 入札参加資格の確認(事前審査方式)

- (1) 入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格等確認申請書及び一般競争入札参加資格等確認資料(以下「資格確認申請書」という。)を次により提出しなければならない。

ア 提出方法 システムにより提出する。

イ 締切日時 年 月 日 時 分

- (2) 入札に参加を希望する者は、前項の規定に基づき資格確認申請書の提出と合わせて、当該申請書の記載事項を証明する書類等を、下記の方法により提出しなければならない。なお、提出締切日時までに提出のない者は、無効とする。

ア 提出を要する書類

- ・ 一般競争入札参加資格等確認申請書(様式3-1号)
- ・ 一般競争入札参加資格等確認資料(様式3-2号)

イ 施工工事を証する根拠資料

- ・ CORINS登録のカルテ又は契約書等の写し
- ・ 工事概要書、施工図面等の写し

ウ 配置予定の技術者の資格及び従事した施工経歴の根拠資料

- ・ 技術検定合格証書及び監理技術者資格者証(平成16年3月1日以降の交付の場合は監理技術者講習修了証も必要)の写し

エ 提出方法

入札参加を希望する者の名称、工事名、郵送する書類の目録、郵送する書類の頁数、発送年月日を記録した書面を同封のうえ、簡易書留等の配達記録が残るものを必ず利用して郵送する。

オ 提出先 蕨市中央5-14-15 蕨市役所総務部財政課契約係

カ 提出締切日時 年 月 日 時 分

- (3) 入札参加資格確認の結果は、 年 月 日にシステムにより通知する。

なお、入札参加資格がない旨の確認通知には、その理由を示す。

- (4) 入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、通知を受けた日から2日以内に、その理由について説明を求めることができる。

## 6 設計図書等

- (1) 設計図書、仕様書及び特記仕様書(以下「設計図書等」という。)は、本告示にあわせ入札情報公開システムに掲載するファイルをダウンロードすること。

- (2) 現場説明会は行わず、設計図書等に関する質疑応答はシステムで行うものとする。

7 入札書の締切日時 年 月 日 時 分

8 開札日時 年 月 日 時 分

9 入札に関する注意事項

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札回数は2回までとする。なお、初度入札に参加しない者は、再入札に参加することはできない。
- (3) 再入札は、初度入札の開札日に実施するものとし、再入札書の締切時間及び開札時間は入札結果通知にあわせて通知する。
- (4) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。
  - ア 入札参加資格のない者がした入札
  - イ 明らかに連合によると認められる入札
  - ウ 虚偽の資格確認申請書又は根拠資料を提出した者がした入札
  - エ その他公告に示す事項に反した者がした入札
- (5) 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札書締切日時において参加資格がない者がしたものは、無効とする。
- (6) その他
  - ア この入札に参加する者が1人以下であるときは、入札を執行しない。
  - イ この公告に示す入札の締切日時までにシステムに入札書が到着しない場合は、入札を辞退したと見なす。
  - ウ 一度提出した入札書を書換え、引換え又は撤回をすることはできない。ただし、入札書を提出した後、配置予定技術者が配置できなくなり参加資格を喪失した場合等、やむを得ない事由が生じた場合は、開札までの間に限り入札辞退届を受け付けるものとし、当該入札書を無効扱いとする。
  - エ この入札に際し、談合その他不正行為により入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期、若しくは取りやめることがある。

## 10 特記事項

この工事の請負契約締結後、この契約に関し、談合その他不正行為があったとして、公正取引委員会の課徴金納付命令が確定したとき、又は使用人を含め、刑法による刑が確定したときは、この契約による請負代金額の10分の2に相当する額を請求することができるものとする。ただし、市に生じた損害額が前記の相当額を超えるときは、市がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。工事完成後も同様とする。

### 11 最低制限価格

設定する。（最低制限価格未満の入札をした者は、この入札における再度入札に参加すること及び落札者がなかった場合において随意契約の相手となることはできない。）

### 12 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって申込みした者のうち、最低の価格をもって有効な申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじをもって落札者を決定する。

### 13 入札保証金及び契約保証金

蕨市契約規則（昭和45年規則第41号）及び請負契約に係る履行保証等取扱要



領の規定による。

#### **14 支払条件**

- (1) 前金払 する。(その額は契約金額の40%以内で1億円を限度額とし、1万円未満の端数は切り捨てる。) /しない。
- (2) 部分払 する。 /しない。

#### **15 契約条項等の閲覧**

蕨市契約規則、蕨市建設工事請負契約約款、蕨市公共工事等電子入札運用基準及び蕨市公共工事等電子入札運用要領等については、蕨市ホームページ及び総務部財政課契約係において閲覧することができる。

#### **16 契約の時期**

本工事の契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第19号）の定めるところにより、市議会の議決に付さなければならない契約に該当するため、建設工事請負仮契約を締結し、市議会の議決後に本契約に移行する。

#### **17 その他**

- (1) 提出された資格確認申請書等は返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

#### **18 問い合わせ**

蕨市役所総務部財政課契約係  
電話番号

下記のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき告示する。

蕨市長

## 言己

### 1 入札対象工事

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事期間 契約締結日から 年 月 日まで
- (4) 設計金額 円（消費税及び地方消費税額を含む）
- (5) 工事概要

（建設リサイクル法に該当する工事の場合は、以下の文言を加える。）

- (6) 適用 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

### 2 入札手続等の方法

- (1) この工事は、入札参加の申し出、参加資格確認通知及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）により行う対象工事である。  
なお、電子入札に係る運用については、この公告に定める以外は蕨市公共工事等電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）及び同運用要領による。
- (2) 当該入札に参加する者で紙入札を希望する者は、運用基準7-1に定める「紙入札方式参加申請書」を提出し、承認を受けなければならない。

### 3 入札に参加できる者の形態

#### 4 入札に参加できる者に必要な資格

年度蕨市指名競争入札参加資格者名簿の 工事業に登録されている者で、次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 年度蕨市指名競争入札参加資格申請時に用いた経営事項審査の 工事に係る総合評定値が 点以上の者。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者については、手続き開始決定の通知後に、経営事項審査を受け、蕨市指名競争入札参加再審査申請の提出を行った者に限るとし、この場合において総合評定値は再審査のものによるものとする。）
- (3) 本告示日現在において、 に本店・営業所等を有し、かつ、営業所等を有する場合は契約締結の権限を委任された代理人の届出をしている者。
- (4) 本告示日から入札日までの期間に、蕨市建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていない者。
- (5) 契約の締結日にかかわらず 年 月 日から本告示日までの間に、国（公

共工事の入札及び適正化の促進に関する法律施行令第1条に定める法人を含む。)又は地方公共団体が発注した、請負契約金額が 円以上の 工事を元請として完成させた実績を有する者。ただし、その施工実績が特定建設工事共同企業体によるものである場合は、代表構成員として請け負ったものに限る。

- (6) 契約の締結日にかかわらず 年 月 日から本告示日までの間に、国(公共工事の入札及び適正化の促進に関する法律施行令第1条に定める法人を含む。)又は地方公共団体が発注した、請負契約金額が 円以上の 工事において、主任技術者又は監理技術者として従事した実績を有する者を、専任の主任技術者又は監理技術者として配置できる者。

## 5 入札参加資格申請書の提出(事前提出事後審査型)

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格等確認申請書及び一般競争入札参加資格等確認資料(以下「資格確認申請書」という。)を次により提出しなければならない。

- (1) 資格確認申請書の提出

ア 提出方法 システムにより提出する。

イ 締切日時 年 月 日 時 分

- (2) 入札に参加を希望する者は、前項の規定に基づき資格確認申請書の提出と合わせて、当該申請書の記載事項を証明する書類等を、下記の方法により提出しなければならない。なお、提出締切日時までに提出のない者は、無効とする。

ア 提出を要する資料

- ・ 一般競争入札参加資格等確認申請書(様式3-1号)
- ・ 一般競争入札参加資格等確認資料(様式3-2号)

※システムに添付したファイルをプリントしたものを提出してください。

イ 施工工事を証する根拠資料

- ・ CORINS登録のカルテ又は契約書等の写し
- ・ 工事概要書、施工図面等の写し

ウ 配置予定の技術者の資格及び従事した施工経歴の根拠資料

- ・ 技術検定合格証書及び監理技術者資格者証(平成16年3月1日以降の交付の場合は監理技術者講習修了証も必要)の写し
- ・ 従事した工事に関するCORINS登録のカルテ等の写し
- ・ 工事概要書、施行図面等の写し

エ 提出方法

入札参加を希望する者の名称、工事名、郵送する書類の目録、郵送する書類の頁数、発送年月日を記録した書面を同封のうえ、簡易書留等の配達記録が残るものを必ず利用して郵送する。

オ 提出先 蕨市中央5-14-15 蕨市役所総務部財政課契約係

カ 提出締切日時 年 月 日 時 分

- (3) 資格確認申請書の受理

資格確認申請書を受理した場合は、電子入札参加者についてはシステムより、紙入札参加者についてはFAXにて通知する。

- (4) 入札参加資格確認

入札参加資格の確認は、開札後、落札候補者についてのみ行う。

## 6 設計図書等

- (1) 設計図書、仕様書及び特記仕様書(以下「設計図書等」という。)は、本告示に

あわせ入札情報公開システムに掲載するファイルをダウンロードすること。

(2) 現場説明会を行わず、設計図書等に関する質疑応答はシステムで行うものとする。

7 入札書の締切日時 年 月 日 時 分

8 開札日時 年 月 日 時 分

### 9 入札に関する注意事項

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札回数は2回までとする。なお、初度入札に参加しない者は、再入札に参加することはできない。

(3) 再入札は、初度入札の開札日に実施するものとし、再入札書の締切時間及び開札時間は入札結果通知にあわせて通知する。

(4) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者がした入札

イ 明らかに連合によると認められる入札

ウ 虚偽の資格確認申請書又は根拠資料を提出した者がした入札

エ その他公告に示す事項に反した者がした入札

(5) 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札書締切日時において参加資格がない者がしたものは、無効とする。

(6) その他

ア この入札に参加する者が1人以下であるときは、入札を執行しない。

イ この公告に示す入札の締切日時までにシステムに入札書が到着しない場合は、入札を辞退したと見なす。

ウ 一度提出した入札書を書換え、引換え又は撤回することはできない。ただし、入札書を提出した後、配置予定技術者が配置できなくなり参加資格を喪失した場合等、やむを得ない事由が生じた場合は、開札までの間に限り入札辞退届を受け付けるものとし、当該入札書を無効扱いとする。

エ この入札に際し、談合その他不正行為により入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期、若しくは取りやめることがある。

### 10 特記事項

この工事の請負契約締結後、この契約に関し、談合その他不正行為があったとして、公正取引委員会の課徴金納付命令が確定したとき、又は使用人を含め、刑法による刑が確定したときは、この契約による請負代金額の10分の2に相当する額を請求することができるものとする。ただし、市に生じた損害額が前記の相当額を超えるときは、市がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。工事完成後も同様とする。

#### 1.1 最低制限価格

設定する。（最低制限価格未満の入札をした者は、この入札における再度入札に参加すること及び落札者がなかった場合において随意契約の相手となることはできない。）

#### 1.2 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって申込みし

た者のうち、最低の価格をもって有効な申込みをした者を落札候補者とする。

- (2) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人いるときは、落札候補者の決定を保留したうえで、電子くじにより落札候補者及びその次の順位の者を決定するものとする。なお、同価の入札を行った入札参加者が3者以上の場合、電子くじにより落札候補者を決定し、当該落札候補者の入札参加資格の審査結果が、資格を満たしていない場合に限り、次の落札候補者を決定するため、後日指定する日時・場所においてくじを引くこととする。
- (3) 当該落札候補者について入札参加資格の審査を行い、入札参加資格を満たしているときは、その者を落札者として決定する。なお、落札者が決定したときは、他の入札参加者の審査は行わない。
- (4) 落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合には、その者を失格とし、次に低い価格をもって申込みをした者を落札候補者として審査を行い、入札参加資格を満たす者が確認できるまで審査を行うものとする。
- (5) 落札候補者の入札参加資格審査の結果については、 年 月 日 ( ) までに、通知するものとする。
- (6) 落札候補者は、入札参加資格の要件を満たさないとされたことに疑義があるときは、 年 月 日 ( ) までに、その理由について書面にて問い合わせることができる。

### 1.3 入札保証金及び契約保証金

蕨市契約規則（昭和45年規則第41号）及び請負契約に係る履行保証等取扱要領の規定による。

### 1.4 支払条件

- (1) 前金払 する。（その額は契約金額の40%以内で1億円を限度額とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）
- (2) 部分払 しない。

### 1.5 契約条項等の閲覧

蕨市契約規則、蕨市建設工事請負契約約款、蕨市公共工事等電子入札運用基準及び蕨市公共工事等電子入札運用要領等については、蕨市ホームページ及び総務部財政課契約係において閲覧することができる。

### 1.6 契約の時期

本工事の契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第19号）の定めるところにより、市議会の議決に付さなければならない契約に該当するため、建設工事請負仮契約を締結し、市議会の議決後に本契約に移行する。

### 1.7 その他

- (1) 提出された資格確認申請書等は返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

### 1.8 問い合わせ

蕨市役所総務部財政課契約係  
電話番号

様式3-1号

一般競争入札参加資格等確認申請書

年 月 日

蕨市長あて

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

下記工事の一般競争入札に参加したいので、資格確認申請書を提出いたします。

なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること及び記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日 年 月 日 蕨市告示第 号
- 2 工 事 名
- 3 競争参加資格確認申請書のシステム提出日  
年 月 日
- 4 連 絡 先
  - (1) 担当者所属・氏名
  - (2) 電話番号

一般競争入札参加資格等確認資料

商号又は名称 \_\_\_\_\_

1 対象工事に対応する業種に係る \_\_\_\_\_ 年度登録の経営事項審査の総合評定値

2 対象工事に対応する業種に係る最新の許可（登録）年月日

3 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けた営業所等の所在地

4 一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績

工 事 名 称 等	工 事 名 称	
	発注機関名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 ~ 年 月
	受注形態等	単体／共同企業体（出資比率 %）

(注) 1 過去 \_\_\_\_\_ 年間の同種、類似工事の施工実績について記入すること。  
 2 共同企業体による施工の場合は、出資比率 \_\_\_\_\_ %以上の工事に限る。

5 当該工事に配置予定の技術者

技術者区分		
従事予定者名		
所属会社名		
生年月日(年齢)		
最終学歴		
法令による免許 (取得年月日) (登録番号等)		
現在の 受持 工事	工事名	
	施工場所	
	工期	年 月 ~ 年 月
	従事役職	
従 事 実 績	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	工期	年 月 ~ 年 月
	従事役職	



様式4号（一般競争入札）

入札参加の基本的事項【電子入札】

一般競争入札を下記により執行するにあたり、入札公告、競争参加資格確認通知書、蕨市契約規則（以下「契約規則」という。）、入札及び契約関係諸規程並びに当該基本的事項に従い、契約約款、設計図書等を熟知のうえ、入札ください。

1 工事名

2 工事場所

3 工事期間 契約締結の日から 年 月 日までとする。

4 設計金額 金 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

5 積算内訳書の提出

入札書に記載された金額に対応した入札金額積算内訳書を、システムを利用のうえ、入札書と合わせて提出すること。

6 質疑応答

（1）設計図書等に関する質問がある場合は、次のとおり質問書をシステムにより提出すること。

ア 受付日 年 月 日 時 分まで

イ 質問に対する回答（提出された場合）

年 月 日 時 分までに、システムにより回答する。

（2）現場説明会は開催しない。

7 紙入札への切り替え

システムを使用して電子入札が執行できない場合は、入札会場、入札時間等を郵送により通知し、紙入札に切り替えるものとする。

様式5号（指名入札、建設工事の場合）

入札参加の基本的事項【電子入札】

競争入札を下記により執行するにあたり、指名通知書、蕨市契約規則（以下「契約規則」という。）、入札及び契約関係諸規程並びに当該基本的事項に従い、契約約款、設計図書等を熟知のうえ、入札ください。

- 1 工 事 名
- 2 工事場所
- 3 工事期間 契約締結の日から 年 月 日までとする。
- 4 設計金額 金 円（消費税及び地方消費税の額を含む）
- 5 入札手続き等の方法
  - (1) この入札は、指名通知書の交付や積算内訳書、入札書の提出並びに入札及び開札を埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）により行い、電子入札に係る運用については、蕨市公共工事等電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）及び同運用要領の規定による。
  - (2) 紙入札による参加を希望する場合は、電子入札運用基準「7-1 紙入札による提出」の規定による。
- 6 入札書提出締切及び開札日時  
指名通知書の記載による。
- 7 積算内訳書の提出  
入札書に記載された金額に対応した入札金額積算内訳書を作成し、システムを利用のうえ、入札書と合わせて提出すること。
- 8 入札保証金  
免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額以上の違約金を徴収する。
- 9 最低制限価格 設定する。
- 10 設計図書等の閲覧、配布は次のとおりとする。
  - (1) 入札情報公開システムによる配布  
期間 年 月 日 時まで  
上記日時までに入札情報公開システムに掲載のファイルから取得すること。
- 11 現場説明会 実施しない。
- 12 設計図書等に関する質問  
設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおり、電子入札システムの質問回答機能により提出すること。
  - (1) 受付日 年 月 日から 年 月 日 時まで
  - (2) 質問に対する回答（提出された場合）  
年 月 日 時までに、電子入札システムの質問回答機能により回答する。

### 1.3 入札回数

- (1) 再入札は1回で、初度入札の開札日に行うものとし、再入札書提出締切及び開札時間は、初度入札結果通知に記載し通知する。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再入札に参加できない。
- (3) 再入札に参加できる者は、初度入札に参加した者（最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格の110分の100を下回らない価格をもって入札した者）に限る。

### 1.4 落札の決定

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって申込みした者のうち、最低の価格をもって有効な申込みをした者を落札者とする。

### 1.5 同価の入札

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじをもって落札者を決定する。

### 1.6 契約の特定条件

- (1) 契約保証金 契約規則及び請負契約に係る履行保証等取扱要領の規定による。
- (2) 前金払 する。（その額は契約金額の40%以内で1億円を限度とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）／しない。
- (3) 部分払 しない。

### 1.7 特記事項

この工事の請負契約締結後、この契約に関し、談合その他不正行為があったとして、公正取引委員会の課徴金納付命令が確定したとき、又は使用人を含め、刑法による刑が確定したときは、この契約による請負代金額の10分の2に相当する額を請求することができるものとする。ただし、市に生じた損害額が前記の相当額を超えるときは、市がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。工事完成後も同様とする。

### 1.8 その他

- (1) 入札を希望しない場合は、入札辞退届を提出すること。
- (2) 入札に参加する者の数が1人以下であるときは、入札を中止する。
- (3) 入札に参加する者は、入札後、当該基本的事項及び設計図書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 入札書締切日時までに蕨市建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けた者がしたものは、無効とする。
- (5) この入札に際し、談合その他不正行為により入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (6) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

様式6号（指名入札、建設関連委託等の場合）

入札参加の基本的事項【電子入札】

競争入札を下記により執行するにあたり、指名通知書、蕨市契約規則（以下「契約規則」という。）、入札及び契約関係諸規程並びに当該基本的事項に従い、契約約款、委託設計書等を熟知のうえ、入札ください。

- 1 件 名
- 2 委託場所
- 3 委託期間 契約締結の日から 年 月 日までとする。
- 4 設計金額 金 円（消費税及び地方消費税の額を含む）
- 5 入札手続き等の方法
  - (1) この入札は、指名通知書の交付や積算内訳書、入札書の提出並びに入札及び開札を埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）により行い、電子入札に係る運用については、蕨市公共工事等電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）及び同運用要領の規定による。
  - (2) 紙入札による参加を希望する場合は、電子入札運用基準「7-1 紙入札による提出」の規定による。
- 6 入札書提出締切及び開札日時  
指名通知書の記載による。
- 7 積算内訳書の提出  
入札書に記載された金額に対応した入札金額積算内訳書を作成し、システムを利用のうえ、入札書と合わせて提出すること。
- 8 入札保証金  
免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額以上の違約金を徴収する。
- 9 最低制限価格 設定しない。
- 10 委託設計書等の閲覧、配布は次のとおりとする。
  - (1) 入札情報公開システムによる配布  
期間 年 月 日 時まで  
上記日時までに入札情報公開システムに掲載のファイルから取得すること。
- 11 現場説明会 実施しない。
- 12 委託設計書等に関する質問  
委託設計書等に関して質問がある場合は、次のとおり、電子入札システムの質問回答機能により提出すること。
  - (1) 受付日 年 月 日から 年 月 日 時まで
  - (2) 質問に対する回答（提出された場合）  
年 月 日 時までに、電子入札システムの質問回答機能により回答する。

### 1.3 入札回数

- (1) 再入札は1回で、初度入札の開札日に行うものとし、再入札書提出締切及び開札時間は、初度の入札結果通知に記載し通知する。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再入札に参加できない。

### 1.4 落札の決定

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な申込みをした者を落札者とする。

### 1.5 同価の入札

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじをもって落札者を決定する。

### 1.6 契約の特定条件

- (1) 契約保証金 契約規則及び請負契約に係る履行保証等取扱要領の規定による。
- (2) 前 金 払 しない。
- (3) 部 分 払 しない。

### 1.7 特記事項

この委託契約締結後、この契約に関し、談合その他不正行為があったとして、公正取引委員会の課徴金納付命令が確定したとき、又は使用人を含め、刑法による刑が確定したときは、この契約による請負代金額の10分の2に相当する額を請求することができるものとする。ただし、市に生じた損害額が前記の相当額を超えるときは、市がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。完成品の納品後も同様とする。

### 1.8 その他

- (1) 入札を希望しない場合は、入札辞退届を提出すること。
- (2) 入札に参加する者の数が1人以下であるときは、入札を中止する。
- (3) 入札に参加する者は、入札後、当該基本的事項及び設計図書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 入札書締切日時までに蕨市建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けた者がしたものは、無効とする。
- (5) この入札に際し、談合その他不正行為により入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (6) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。